

4 監査公表第 11 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 4 年 10 月 3 日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 5 日

| | |
|---------|-------|
| 福岡市監査委員 | 中山 郁美 |
| 同 | 藤本 頤憲 |
| 同 | 水町 博之 |
| 同 | 本野 正紀 |

1 監査報告と措置の件数

4 監査公表第 7 号（令和 4 年 5 月 26 日付福岡市公報第 6867 号(別冊)公表）分

…35 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

(事務監査)

1 局別監査

(1) 市民局

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|---|
| <p>委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>委託契約事務については、福岡市契約事務規則等に則り、適正に事務処理を行わなければならない。</p> <p>しかしながら、令和 2 年度の「福岡市特別定額給付金事業業務委託」において、市と受託者との間で調整・協議して定めるものとしている業務について、業務分担に関する協議録を作成していないため、書面等により協議内容を確認することができなかつた。また、委託業務の範囲を変更したものの、仕様書及び設計書等の変更を行っていないなど、委託業務の範囲を明確に示す文書がないにもかかわらず、契約どおりの履行がなされたものとして、委託料の支払いを行っていた。</p> <p>今後は、福岡市契約事務規則等に則り、</p> | <p>契約事務の適正な執行等については、令和 4 年 3 月に局内の課長級・係長級の職員へ通知し、注意喚起を行った。</p> <p>引き続き、令和 4 年度も、局内職員向けの研修の機会等を捉え、契約事務の適正な執行等について注意喚起し、再発防止を図ることとしている。</p> |

| | |
|-----------------------------|--|
| 適正な事務処理を行われたい。 (総務課) | |
|-----------------------------|--|

(2) 保健福祉局

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|---|
| <p>(ア) 委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料は、請求書受理後、速やかに支払わなければならぬ。また、請求書が提出されない場合は、相手方に提出を催促するなどして、早期の支払いに努める必要がある。しかしながら、令和2年度の「福祉乗車券等郵送受付センター電話器等設置業務委託」並びに同3年度の「令和3年度福祉乗車券等の交付に係るコールセンター等業務委託7月分」、同「8月分」及び「遠隔手話通訳導入業務委託」に係る委託料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉局障がい者支援課)</p> | <p>委託料の支出については、完了確認後、速やかに事務処理を行うとともに、債権者からの請求がない場合は催促を行い、その記録を残すよう令和4年7月に課内研修を実施し、所属職員に周知徹底を図った。</p> |
| <p>(イ) 報酬等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>報酬及び印刷消耗品費の支出において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>A 附属機関の委員の報酬は日額で支給するものであり、会議等の開催後、速やかに支払わなければならない。しかしながら、「平成30年度第1回保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会審査部会開催に係る審議会委員報酬」の支出において、会議等の開催後、支払</p> | <p>報酬及び印刷消耗品費等の支出については、福岡市会計規則等を関係職員全員で確認し、規則等に基づく適正な事務処理について周知徹底を図るとともに、令和4年4月より年間の支出予定のチェックリストを作成し、複数の職員で進行管理を行うようチェック体制を強化した。</p> <p>また、履行完了確認後に速やかに請求書が提出されない場合は、催促を行いチェックリストに記録を残し、進捗状況の確認を徹底することで再発防止に努めている。</p> <p>さらに、令和4年7月に所内職員全員を対象に、適正な事務処理に向けた研修を実</p> |

| | |
|--|---|
| <p>今までに長期日数を要していた。</p> <p>B 契約代金は、請求書受理後、速やかに支払わなければならない。また、請求書が提出されない場合は、相手方に提出を催促するなどして、早期の支払いに努める必要がある。しかしながら、令和元年度の「総合リハビリテーション 2019年4～9月 6件」(月刊誌)の購入に係る印刷消耗品費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>(福祉障がい者更生相談所)</p> | <p>施し、誤った事務処理を繰り返さないよう情報共有し注意喚起を行うとともに、再発防止の取組みの定着を図った。</p> |
|--|---|

(3) 農林水産局

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|--|
| <p>役務費の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>支払いの時期を書面により明らかにしないときは、その支払いは政府契約の支払遅延防止等に関する法律により、相手方が支払請求をした日から15日以内に行わなければならぬ。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならぬ。しかしながら、令和2年度及び同3年度の不動産鑑定評価に係る役務費支出において、請求日から15日を超えて支払っていた。また、令和2年度については遅延利息を支払っていなかった。</p> <p>今後、役務費の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(市場課)</p> | <p>今回の指摘を受けて、令和2年度・令和3年度いずれも契約書類に支払期日がなく、15日を超えて支払っていたため、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に則り、令和4年1月に遅延利息について相手方へ説明を行った。その結果、相手方より遅延利息を請求しない旨の回答を得たため、遅延利息は支払わないこととした。</p> <p>令和4年度から、当課で不動産鑑定評価を依頼する際には支払期日の入った契約書類様式を用いるとともに、事務処理を行う時は、関係法令、マニュアル等で確認し、適正に事務処理を行うよう課内で周知徹底し、再発防止を図っている。</p> |

(4) 博多区役所

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|---|
| <p>印刷消耗品費の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> | <p>該当の事業について、令和3年12月から名簿に請求や支出の状況がわかる進捗</p> |

| | |
|---|--|
| <p>印刷消耗品費の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、平成30年度、令和元年度及び同3年度の印刷消耗品費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(福祉・介護保険課)</p> | <p>管理欄を新たに設け、進捗状況を係で共有している。</p> <p>また、物品購入については、令和4年6月から進捗管理表を作成し、請求や支出の状況を確認して再発防止を図っている。</p> |
|---|--|

(5) 城南区役所

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|---|
| <p>物品（タクシー乗車券）管理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、必要な乗車券のみに押印して交付しなければならない。しかしながら、令和3年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。</p> <p>タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理し、交付するよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> | <p>物品（タクシー乗車券）管理事務については、福岡市タクシー借上事務取扱要綱、タクシー乗車券取扱いの手引きに則り、令和4年度より、必要な時に所属長が押印・交付することとし、災害時など所属長が不在の場合に交付が必要になった場合は、災害対応担当係長や庶務担当係長が代わりに押印することとした。</p> <p>令和4年4月に、所属職員に対して、通常の事務取扱研修に加え、タクシー乗車券の取扱いを含めた事務処理に関する研修を実施し、根拠法令等に基づく事務処理を徹底するよう指導した。さらに、区議で区の全部課長と本件の情報共有を行い、再発防止を図っている。</p> <p>なお、既に課長印が押印されているタクシー乗車券については、令和4年3月に、同要綱等に則り、「乗車券控」に「未使用」と記載し、「使用額連絡票」と「乗車券」は使用できないよう裁断し適切な方法で処分を行った。</p> |

(6) 早良区役所

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|--|
| <p>委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料等の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。</p> <p>しかしながら、令和元年度の「早良区役所庁舎管理等業務委託10月分」外3件に係る委託料の支出及び借損料の支出1件並びに同2年度の役務費の支出1件において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> | <p>委託料等の支出については、令和3年3月以降、支払いチェックリストを作成し、複数の職員で事務の進捗を確認できる体制を整備した。</p> <p>また、債権者に対して履行完了確認後に速やかに請求手続きを行うように指導するとともに、完了検査後に請求書の提出がない場合は催促を徹底するなど、再発防止に努めている。</p> |

(7) 西区役所

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|--|
| <p>諸会議費負担金の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>支払いの時期を書面により明らかにしないときは、その支払いは政府契約の支払遅延防止等に関する法律により、相手方が支払請求をした日から15日以内に行わなければならぬ。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。しかしながら、令和元年度の「サービス介助士資格取得講座受講料 2名様分」に係る諸会議費負担金の支出において、請求日から15日を超えて支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。</p> <p>今後、諸会議費負担金の支払いに当たつては、適正な事務処理を行われたい。</p> | <p>実査後の事実確認の際には課内で事例の共有と検討を行い、現在は、負担行為まで起案済みの状態で失念することが無いよう、毎月、財務会計システムの「歳出照会」から進捗状況を印字しチェックすることにより再発防止を図っている。</p> <p>また、遅延利息は、相手方からの申出により、支払いを行わないものとなった。</p> |

| | |
|-------|--|
| (総務課) | |
|-------|--|

(8) 早良区選挙管理委員会事務局

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|--|
| <p>委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。</p> <p>しかしながら、令和元年度の「統一地方選挙における区役所期日前投票所来客用駐車場の場内整理業務委託」外1件に係る委託料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。</p> <p>今後、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> | <p>委託料等の支出については、令和2年4月以降、支払いチェックリストを作成し、複数の職員で事務の進捗を確認できる体制を整備した。</p> <p>また、債権者に対して履行完了確認後に速やかに請求手続きを行うように指導するとともに、完了検査後に請求書の提出がない場合は催促を徹底するなど、再発防止に努めている。</p> |

(9) 西区選挙管理委員会事務局

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|---|
| <p>物品（タクシー乗車券）管理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、必要な乗車券のみに押印して交付しなければならない。しかしながら、令和3年度におけるタクシー乗車券未使用分について、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。</p> <p>タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点からも、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき適正に管理し、交付するよう十分注意されたい。</p> | <p>福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に基づき、実査終了後速やかに未使用の処理を行い、令和3年12月に適正な事務処理について事務局内で再確認を行った。</p> <p>また、令和4年7月に執行の参議院議員通常選挙において、開票事務従事者にタクシー券の交付を行う際、その都度責任者印を押印し、交付を行った。</p> |

(工事監査)

1 局別監査

(1) 市民局

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|--|
| <p>委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>委託下限額の算出を適正に行うべきもの</p> <p>南市民センター大規模改修工事設計業務委託 [No. 3]</p> <p>(契約金額 7,315 万円)</p> <p>本委託は市民センター大規模改修工事の基本設計及び実施設計を行う業務委託である。</p> <p>本業務を実施する者をプロポーザルにより選定するにあたり、設計プロポーザル説明書に設計業務委託料の見積金額の委託下限額を記載しており、その額は最低制限価格算出表により算出している。</p> <p>しかしながら、最低制限価格算出表において、誤って一部特別経費を計上していなかった結果、適正な価格となっていたなかった。</p> <p>今後は、適正な委託下限額の算出に努められたい。</p> <p>(コミュニティ施設整備課、財政局アセットマネジメント推進課関連、財政局施設建設課関連)</p> | <p>指摘内容については、令和4年5月に課内研修を実施し、周知するとともに、設計を依頼している財政局施設建設課と連携して、確認の徹底を図ることとし、再発防止に努めている。</p> <p>(コミュニティ施設整備課)</p> <p>指摘内容を令和4年7月に課内会議等で周知し、注意喚起を行うとともに施設建設課及び設備課と連携して、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局アセットマネジメント推進課)</p> <p>今回の指摘内容を令和4年7月に課内会議等で周知するとともに、建築設計・積算業務の精度向上の取り組みの更なる徹底を図ることとし、また、チェックリストに内容を追記し、再発防止に努めている。</p> <p>(財政局施設建設課)</p> |

(2) 環境局

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|---|
| <p>委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>委託料の積算を適正に行うべきもの</p> <p>令和2年度博多湾環境保全計画に係るモニタリング業務委託 [No. 1]</p> <p>(契約金額 819万5,000円)</p> <p>本委託は博多湾の継続的な環境監視を目</p> | <p>「積算運用の手引き」に則った適正な積算及び設計を行うとともに、見積徴収から設計書作成までのチェックリストを作成、活用し、設計及び精査時における確認体制の強化を図っている。</p> <p>また、令和4年5月の「設計・積算に係る技術研修」を担当職員に受講させ、課内</p> |

| | |
|--|--|
| <p>的とした業務委託である。</p> <p>「積算運用の手引き（業務委託編）」では、設計業務等標準積算基準書を適用できない調査業務などの委託を行う場合、その業務に精通した3者以上の業者から見積りを徴収し、委託設計額を決定することとなってい。</p> <p>しかしながら、当該年度の設計書作成にあたり、複数者からの見積りを徴収せず、1者からの見積りを参考に積算を行っているが、構成人員が見積書を反映した設計書になっておらず、積算根拠が不明確であった。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(環境調整課)</p> | <p>会議において今回の指摘内容及び研修内容を課内全職員に共有し、再発防止を図っている。</p> |
|--|--|

(3) 農林水産局

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|---|
| <p>(ア) 計画において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>土壤汚染対策法を遵守すべきもの〔重点事項〕</p> <p>鮮魚市場仮設トラック待機場舗装工事 その2〔No.3〕</p> <p style="text-align: center;">(契約金額 2,377万5,400円)</p> <p>本工事は市場施設の再整備に伴うトラック待機場の舗装工事である。</p> <p>本工事は、土壤汚染対策法第4条に基づく土地の形質変更に該当することから、あらかじめ福岡市長へ届出をしなければならない。</p> <p>しかしながら、届出の要否の判断にあたり、本工事が鮮魚市場の再整備における仮整備であることや、形質変更しようとする対象面積の考え方を誤認していたことから、届出を行っていなかった。</p> <p>今後は、適正な手続きに努められたい。</p> | <p>本工事に係る届出については、令和4年4月に事後届出を行った。</p> <p>また、令和4年7月に課内研修を実施するとともに、法令及びマニュアル等の確認を徹底することとし、再発防止を図っている。</p> |

| (鮮魚市場) | |
|--|---|
| <p>(イ) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 査定率の適用及び単価の採用を適正に行うべきもの</p> <p>　鮮魚市場仲卸売場棟改修電気工事 〔総合評価〕〔No. 9〕 (契約金額 9,797 万 7,330 円) 　本工事は市場施設の機器設置等に伴う電気工事である。 　動力設備の積算において、手元開閉器盤の単価を見積額から採用する際に、別の種類の機器に対する査定率を適用した結果、過小な積算となっていた。 　また、幹線設備の積算において、一部のプルボックスについて、標準単価を採用する際に、違う材質の単価を採用した結果、過大な積算となっていた。 　今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(鮮魚市場、市場整備担当関連)</p> | <p>積算の適正化については、令和 4 年 7 月に指摘内容を課内研修で共有し、業務での積算基準などマニュアルの確認を徹底するとともに、財政局が実施する研修へ参加し、技術の向上に努めた。</p> <p>また、工事発注のスケジュール管理を行い、精査時間を十分に確保するなど、再発防止を図っている。</p> |
| <p>B 間接工事費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>　鮮魚市場仮設 トラック 待機場舗装工事その 2 [No. 3] (契約金額 2,377 万 5,400 円) 　本工事は市場施設の再整備に伴う トラック 待機場の舗装工事である。 　間接工事費の算定について、2 種以上の工種内容からなる工事は、当該対象額の大きい工種区分を適用するものとなっている。 　しかしながら、対象額の大きい工種区分の「舗装工事」とすべきところを誤って「道路改良工事」とした結果、過小な積算となっていた。</p> | <p>積算の適正化については、令和 4 年 7 月に指摘内容を課内研修で共有し、業務での積算基準などマニュアルの確認を徹底しながら、適切に設計等の事務を遂行するよう努めていくこととし、再発防止を図っている。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (鮮魚市場)</p> | |
| <p>C 中央監視装置改修費の積算を適正に行うべきもの 鮮魚市場長浜卸売場棟改築外電気工事〔総合評価〕〔No.12〕 (契約金額 1億 6,443万 420円) 本工事は市場施設の改築に伴う電気工事である。 既設中央監視装置の改修費の積算において、専門工事業者からの見積書を採用する際に、諸経費も含めて採用する必要があったが、一部の諸経費を除いた金額を採用していた。 また、中央監視装置へのケーブル接続費について、ケーブルの標準単価には機器への接続費が含まれないため、見積書から結線費を含めて採用する必要があったが、結線費を採用していなかった。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (市場整備担当)</p> | <p>積算の適正化については、令和4年7月に指摘内容を課内研修で共有し、業務での積算基準などマニュアルの確認を徹底するとともに、財政局が実施する研修へ参加し、技術の向上に努めた。 また、工事発注のスケジュール管理を行い、精査時間を十分に確保するなど、再発防止を図っている。</p> |
| <p>D 金属製建具工事の積算を適正に行うべきもの 鮮魚市場長浜卸売場棟改築外工事〔総合評価〕〔No. 6〕 (契約金額 11億 2,804万 680円) 本工事は市場施設の改築及び改修を行う工事である。 金属製建具工事の積算において、一部建具の数量を誤って計上した結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (市場整備担当)</p> | <p>積算の適正化については、令和4年7月に指摘内容を課内研修で共有し、業務での積算基準などマニュアルの確認を徹底するとともに、財政局が実施する研修へ参加し、技術の向上に努めた。 また、工事発注のスケジュール管理を行い、精査時間を十分に確保するなど、再発防止を図っている。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>E タイヤ洗浄水噴射制御盤工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>鮮魚市場長浜卸売場棟改築外管工事 [No.13]</p> <p>(契約金額 1億 104万 5,420円)</p> <p>本工事は市場施設の改築に伴う管工事である。</p> <p>タイヤ洗浄海水噴射制御盤工事の積算において、見積りを採用すべきところ根拠のない歩掛りを採用した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、屋外消火栓工事とシロッコファン（FE-6）工事の積算では歩掛けを誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(市場整備担当)</p> | <p>積算の適正化については、令和4年7月に指摘内容を課内研修で共有し、業務での積算基準などマニュアルの確認を徹底するとともに、財政局が実施する研修へ参加し、技術の向上に努めた。</p> <p>また、工事発注のスケジュール管理を行い、精査時間を十分に確保するなど、再発防止を図っている。</p> |
|--|---|

(4) 住宅都市局

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|---|
| <p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>(ア) 共通仮設費及び鉄筋工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>平成30年度公営住宅（城浜住宅）新築工事〔総合評価〕 [No.5]</p> <p>(契約金額 12億 1,498万 2,800円)</p> <p>本工事は市営住宅を新築する工事である。</p> <p>共通仮設費の積算において、交通誘導警備員の下請経費（専門業者の諸経費）を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、鉄筋工事の積算において、スクラップ控除（鉄筋を加工する際に発生する有価物）を計上しなかった結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> | <p>指摘内容について、令和4年5月の課内会議において全職員に周知を行った。</p> <p>また、見落としやすい積算項目をリスト化し、精査・決裁時に活用することで組織のチェック精度の向上を図った。</p> <p>さらに、今回の指摘に加えて過去の不適切な事例を反映させた業務マニュアルを作成し、課内の職員を対象にスキルアップ研修を実施した。</p> |

| | |
|--|---|
| (住宅建設課) | |
| <p>(イ) 解体工事の積算を適正に行うべきもの 令和2年度市営下山門住宅1・2棟解体工事 [総合評価] [No.8] (契約金額 2億2,614万5,700円) 本工事は市営住宅を解体する工事である。</p> <p>共通仮設費の積算において、交通誘導警備員の下請経費（専門業者の諸経費）を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、解体工事においては、とりこわし機械運搬費を計上することとなつてはいるが計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>さらに、産業廃棄物運搬・処理の積算において、一部産業廃棄物運搬費及び処理費比較表から積算額内訳書に転記する際の入力を誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> | <p>指摘内容について、令和4年5月の課内会議において全職員に周知を行った。また、見落としやすい積算項目をリスト化し、精査・決裁時に活用することで組織のチェック精度の向上を図った。</p> <p>さらに、今回の指摘に加えて過去の不適切な事例を反映させた業務マニュアルを作成し、課内の職員を対象にスキルアップ研修を実施した。</p> |

(5) 港湾空港局

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|--|
| <p>委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 委託料の積算を適正に行うべきもの 地行浜二丁目地内緑地除草等業務委託 [No.1] (契約金額 172万3,680円)</p> <p>本委託は港湾管理用地の除草及び伐採を行う業務委託である。</p> <p>設計書の施工単価について、「土木工事実施設計単価表」を参考に積算を行っているが、採用した単価が実際の業務内容と異なる</p> | <p>委託料の積算については、同様の誤りが発生しないよう、委託を発注する際に使用するチェックリストに、設計方法に関するチェック欄を新たに設けるとともに、設計を含めた契約事務全般に係る課内研修を令和4年4月に実施し、再発防止を図っている。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>っており、同単価表に該当する単価がない場合については、見積りを徵収し、積算すべきであった。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(港湾管理課)</p> | |
|---|--|

(6) 東区役所

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|---|
| <p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>(ア) 側溝工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>市道2高美台線道路改良工事(6工区) [No.1]</p> <p style="text-align: center;">(契約金額 9,473万6,520円)</p> <p>本工事は歩行者の通行の安全性を確保するための道路改良工事である。</p> <p>側溝工の積算において、S D型側溝(集水部)1箇所当たりの単価を算出する際に、誤った単価を適用した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">(地域整備課)</p> | <p>適正な設計を行うよう令和4年7月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、設計及び精査時におけるチェックの徹底を図るため、令和4年4月にチェックリストの見直しを行い再発防止を図っている。</p> |
| <p>(イ) 時間的制約を受ける工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>主要地方道志賀島和白線(和白丘)道路改良工事〔No.4〕</p> <p style="text-align: center;">(契約金額 8,042万4,300円)</p> <p>本工事は歩行者の通行の安全性を確保するための道路改良工事である。</p> <p>本工事の積算において、標準作業時間を確保することができないとして、時間的制約を受ける夜間工事として積算を行っていたが、一部の工種について、誤つて補正割増しを適用しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">(地域整備課)</p> | <p>適正な設計を行うよう令和4年7月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、設計及び精査時におけるチェックの徹底を図るため、令和4年4月にチェックリストの見直しを行い再発防止を図っている。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(ウ) 施工地域補正及び見積りからの資材単価の採用を適正に行うべきもの</p> <p>市道香椎花園駅前線照明灯改良工事 [No.8]</p> <p>(契約金額 1,222 万 4,300 円)</p> <p>本工事は生活系道路照明灯の改良工事である。</p> <p>経費計算において、施工地域補正を適用する際に、「大都市（2）」とすべきところ「一般交通影響あり（2）」とした結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、単価の決定において、見積りから資材単価を採用する際に、「積算運用の手引き」により見積額の平均額を採用するところ平均額直下の見積額を採用した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域整備課)</p> | <p>適正な設計を行うよう令和4年7月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。</p> <p>また、既に、設計及び精査時におけるチェックの徹底を図るため、令和2年10月に改訂されたチェックリストを活用し再発防止を図っている。</p> |
|---|---|

(7) 中央区役所

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|---|
| <p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>(ア) 地業工事（地盤改良杭）の積算を適正に行うべきもの</p> <p>六本松駅自転車駐車場新築工事〔総合評価〕 [No.4]</p> <p>(契約金額 1 億 4,641 万 2,360 円)</p> <p>本工事は自転車駐車場を新築する工事である。</p> <p>建築工事の積算では、専門工事業者から見積りを徴取する場合は、諸経費（法定福利費を含む）を含んだ金額を単価として採用することとなっている。</p> <p>しかしながら、地業工事（地盤改良杭）の単価の採用にあたり、諸経費を含まない金額を採用していた結果、過小な積算</p> | <p>再発防止に向けた取り組みとして、令和4年7月に課内研修「適切な事務処理に向けた研修(工事監査)」を部長以下の全職員対象に実施した。</p> <p>また、発生原因となりうる項目をチェックリスト化し、工事を起工する際の添付書類とし、確実にチェックを行う。</p> <p style="text-align: right;">(地域整備課)</p> <p>今回の指摘内容を令和4年7月に課内会議等で周知するとともに、建築設計・積算業務の精度向上の取り組みの更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めている。</p> <p style="text-align: right;">(財政局施設建設課)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(地域整備課、財政局施設建設課関連)</p> | |
| <p>(イ) 工場製品輸送工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>市道唐人町草ヶ江線 萩川張出橋改築工事（その1） [No. 2]</p> <p>（契約金額 8,637万 8,600円）</p> <p>本工事は張出し歩道橋の改築を行う工事である。</p> <p>工場製作に係る工場製品輸送工（輸送費）の積算については、土木工事標準積算基準書によると、北九州市若松地区からの距離を用いて計算するようになっているにもかかわらず、別途見積を徴収して輸送費を計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(地域整備課)</p> | <p>再発防止に向けた取り組みとして、令和4年7月に課内研修「適切な事務処理に向けた研修(工事監査)」を部長以下の全職員対象に実施した。</p> <p>また、発生原因となりうる項目をチェックリスト化し、工事を起工する際の添付書類とし、確実にチェックを行う。</p> |

(8) 南区役所

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|---|
| <p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>材料単価の決定を適正に行うべきものの</p> <p>市道清水干隈線道路舗装工事（5工区）</p> <p>[No. 1]</p> <p>（契約金額 5,642万 7,840円）</p> <p>本工事は道路整備に伴う舗装工事である。</p> <p>排水性舗装工におけるカラーアスファルト混合物の単価は、使用量に応じて異なる単価区分が設定されている。</p> <p>しかしながら、積算においてカラーアスファルト混合物使用量の算出を誤り、使用量による単価区分を誤った結果、過小な積算となっていた。</p> | <p>積算における材料単価の決定については、令和4年7月に職場内研修を実施した。今後、同様の誤りを行わないよう、チェックリストの有効活用等について、周知徹底を図った。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (地域整備課)</p> <p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 建設発生土の処分場の立会を適正に行うべきもの 市道清水干隈線道路照明灯設置工事 [No. 8] (契約金額 2,776 万 3,560 円) 本工事は道路照明灯の移設工事である。 「積算運用の手引き」において、建設発生土を自由処分する際に指定処分場及び建設発生土リサイクルプラント以外へ搬入する場合は、処分場の立会を行い、確認することとなっている。 しかしながら、本工事では指定処分場及び建設発生土リサイクルプラント以外へ建設発生土を搬入していたが、処分場の立会を実施していなかった。 今後は、建設発生土の処分場の適正な立会に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域整備課)</p> | <p>施工における、建設発生土の処分場の立会については、令和4年7月に、職場内研修を実施した。今後、同様の誤りを行わないよう、チェックリストの有効活用等について、周知徹底を図った。</p> |
| <p>(ウ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 契約変更を適正に行うべきもの 市道清水干隈線道路照明灯設置工事 [No. 8] (契約金額 2,776 万 3,560 円) 本工事は道路照明灯の移設工事である。 杭基礎の偏心量や基礎形状の変更をしたため設計変更を行っていたが、当初設計でポールアンカーの単価の算定を誤っていたことから、適正な単価への変更を併せて行っていた。</p> | <p>契約変更については、令和4年7月に、職場内研修を実施した。今後、同様の誤りを行わないよう、チェックリストの有効活用等について、周知徹底を図った。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>しかしながら、当該単価の変更は、設計変更の対象ではないため、設計変更をすべきではなかった。</p> <p>今後は、適正な契約変更に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域整備課)</p> | |
|---|--|

(9) 早良区役所

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|--|
| <p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>インターロッキング工の積算を適正に行うべきもの</p> <p>市道西新通線（百道浜）段差解消工事（1工区）[No.1]</p> <p style="text-align: center;">(契約金額 8,964 万 9,720 円)</p> <p>本工事は歩道のバリアフリー化を目的とした段差解消工事である。</p> <p>インターロッキング工の積算において、設置に必要となる材料費（敷砂）及びインターロッキングブロックの撤去に伴う処分費等について、別途計上する必要があるにもかかわらず、誤って計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域整備課)</p> | <p>材料費（敷砂）については、土木工事標準積算基準書でインターロッキング工（市場単価）の構成を確認し、単価に含まれている材料をチェックするべきであった。</p> <p>また処分費等については、数量計算書で、計上数量に漏れがないかをチェックするべきであった。</p> <p>以上を踏まえ、適正な積算を行うよう、令和4年5月に所属職員に対し研修を実施し、情報の周知徹底を図った。</p> |

(10) 西区役所

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|--|
| <p>(ア) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>土留支保工を適正に行うべきもの</p> <p>主要地方道福岡志摩線道路改良工事（その4）[No.1]</p> <p style="text-align: center;">(契約金額 1 億 2,241 万 4,600 円)</p> <p>本工事は歩道拡幅に伴う既設水路の改良工事である。</p> <p>農業用接続枠設置工において、掘削深</p> | <p>土留支保工については、令和4年6月に課内研修にて、職員への周知徹底を行った。</p> <p>また、令和4年7月から安全パトロール時に使用する「安全点検実施シート」に新たに当該項目を追記することで、再発防止を図っている。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>さが2.8mであることから「福岡市下水道標準設計運用基準書（開削工法設計基準編）」で定めるところにより、軽量鋼矢板による土留を行い、支保工については2段設置することとなっている。</p> <p>しかしながら、施工において、支保工は1段の設置しか確認できず、不適切な施工となっていた。</p> <p>今後は、適正な施工に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">(土木第2課)</p> | |
| <p>(イ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 契約変更を適正に行うべきもの 主要地方道福岡志摩線道路舗装工事 (その1) [No.2] (契約金額1億1,583万6,600円) 本工事は歩道整備に伴う道路舗装工事である。 残土処理工において、当初設計で建設発生土の誤った指定処分先の単価（処分料）を採用していたことから、数量等の変更に伴う設計変更に併せて適正な処分先の単価（処分料）に変更していた。 しかしながら、当該単価の変更は設計変更の対象ではないため、設計変更をすべきではなかった。 今後は、適正な契約変更に努められたい。</p> <p style="text-align: center;">(土木第2課)</p> | <p>設計変更の対象について、令和4年6月に課内研修にて、職員への周知徹底を行った。 なお、残土処理工の設計単価の変更については、令和2年4月に積算運用基準が改定され、設計変更の対象となったものである。</p> |

(11) 水道局

| 監査の結果 | 措置の状況 |
|--|---|
| <p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの (ア) 推進工及び立坑築造工の積算を適正に行うべきもの 南区高宮3丁目地内φ500mm配水管</p> | <p>令和4年4月に所属職員へ周知徹底を行うと共に、令和4年4月には設計積算チェックシートの改定を行い、チェック体制を強化することで再発防止を図っている。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>布設工事〔総合評価〕〔No.14〕</p> <p>(契約金額 1 億 8,141 万 4,080 円)</p> <p>本工事は配水幹線の更新計画に基づき配水管を更新する工事である。</p> <p>推進工の積算において、日進量（1 日当たりの施工量）の算出を誤った結果、過小な積算となっていた。</p> <p>また、施工上計上する必要がない先導体組立整備費を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>さらに、立坑築造に伴うグラウト工の積算において、誤った材料単価を適用した結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(西部管整備課)</p> | |
| <p>(イ) 土留工及び運搬費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>大野城市御笠川4丁目地内 φ 400mm 配水管布設工事〔総合評価〕〔No.15〕</p> <p>(契約金額 2 億 4,443 万 6,400 円)</p> <p>本工事は配水幹線の更新計画に基づき配水管を更新する工事である。</p> <p>立坑築造（不断水弁設置工）に伴う土留工の積算において、H鋼チャック取付・取外を計上していたが、取付・取外の数量（回数）を誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>また、立坑築造（推進工）の施工で使用する建設機械の運搬費を計上していたが、建設機械の種類を誤り、計上する必要がない運搬費を計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(西部管整備課)</p> | <p>令和4年4月に所属職員へ周知徹底を行うと共に、令和4年4月には設計積算チェックシートの改定を行い、チェック体制を強化することで再発防止を図っている。</p> |
| <p>(ウ) 単価の決定及び数量の算出を適正に行うべきもの</p> | <p>令和4年4月に所属職員へ周知徹底を行うと共に、令和4年4月には設計積算チ</p> |

| | |
|--|---|
| <p>中央区六本松 4 丁目地内 ϕ 600mm 配水管布設工事 [総合評価] [No.19] (契約金額 1 億 7,011 万 1,700 円)</p> <p>本工事は配水幹線の更新計画に基づき配水本管を更新する工事である。</p> <p>透水性アスファルト舗装（路面本復旧工）の積算において、カラーアスファルト合材の単価を決定する際に使用量により採用単価が区分されているが、誤った使用量区分の単価を採用していた。</p> <p>また、充填工（中込注入工）の積算において、見積りを徴収して使用材料（流動化処理土）の単価を決定していたが、誤った単価を採用していた。</p> <p>さらに、仮設材設置撤去工（土留工）の積算において、使用数量（重量）の算出を誤っていた。</p> <p>その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な単価の決定及び数量の算出に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(西部管整備課)</p> | <p>エックシートの改定を行い、チェック体制を強化することで再発防止を図っている。</p> |
|--|---|